

海外からの寄付受入れに関する寄付金取扱業務委託及び寄付募集フォーム構築に係る プロポーザル募集要項

海外からの寄付受入れに関する寄付金取扱業務委託及び寄付募集フォーム構築業務に関し、次のとおり受託希望者を募集する。

1 募集趣旨

本市では、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を令和3年3月に総括した際に、「国への要望に加え、民間や海外との連携が重要」との今後の考え方を示した。このうち、「海外と連携した取組」について、海外の京都ファンを拡大することを念頭に、海外寄付受入れの取組を令和3年8月から開始し、本市情報館内に、寄付を呼び掛ける簡易な英語のウェブサイトを作成し、海外からの寄付金の受入れ用の英語決済フォームの利用を始めた。

今年度は、インバウンド客が増加している現状を踏まえ、寄付獲得及び今後の寄付にとどまらない海外からの活力の呼び込みを見据えた、関係性の構築・強化に向けた取り組みを行っている。

その取り組みの一環として、海外ユーザーが利用しやすい寄付募集フォームの構築業務及びシステム運用・保守の受託者を選定する。

実施に当たっては、寄付金取扱業務委託に関する専門的な知識や技能、寄付募集フォームのデザイン力などが求められ、価格以外の要素が占める割合が大きく、総合的に審査する必要があることから、プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(ただし、寄付募集フォームの公開は令和6年3月15日までにを行うこと)

3 委託業務の概要

別紙「仕様書」のとおり

4 委託金額の上限金額

250,000円

5 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市民税及び固定資産税
 - エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合には、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本委託事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (3) 本公募に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要項第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

6 提出資料

本業務に係る公募型プロポーザルに参加する意思のある方は、次の書類を提出してください。

- (1) 参加申込書〈6部（原本1部及び複写5部）〉【第1号様式】
- (2) 企画提案書

「3 委託業務の概要」を踏まえ、以下の資料を提出すること。

- ・企画提案者の概要が分かる資料（会社案内等）
- ・本業務の実施体制及び従事者の経歴等が分かる資料
- ・本業務に類似する業務等の受託実績調書（複数の実績がある場合は、最大3件まで）
- ・寄付フォームのレイアウト等企画提案
- ・契約締結から終了までのスケジュール

- ・見積書（経費内訳書を付けるなど、算出根拠が分かるようにすること。）
【第2号様式】
- ・その他
提案書等について、特に様式等は問わない。ただし、大きさはA4サイズとする。
- ・直近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書
（非営利団体等にあつては、これらに相当する書類）〈1部〉
- ・京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方は、(1)に掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。
 - ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）〈1部〉
 - イ 印鑑証明書 〈1部〉
 - ウ 納税証明書（国税及び京都市税） 〈1部〉
 - エ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） 〈1部〉 【第3号様式】
 - オ 使用印鑑届 〈1部〉 【第4号様式】
 - カ 誓約書 〈1部〉 【第5号様式】
 - キ 外部サービス選定基準 〈1部〉 【第6号様式】
- ※ ア、イ、ウについては、申請日前3箇月以内に発行のもの。

7 企画提案の提出方法

(1) 提出方法

(3) 提出場所に記載の宛先へ、書面を持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。また合わせて以下のメールに電子データでも提出すること。

(2) 提出期限

令和6年2月7日（水）午後5時まで【公開日から2週間目に設定】

(3) 提出場所

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市総合企画局総合政策室 京都創生担当 担当：川口、大谷

電話：075-222-3375 FAX：075-222-2902

メール：kyotososei@city.kyoto.lg.jp

8 注意事項等

- ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された書類等は、参加者に返却しない。
- ウ 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、本市の承諾を得た場合以外は認めない。
- エ 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。
- オ 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利

用することを禁止する。

9 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、「7 企画提案の提出方法」に記載のメールアドレスに送付すること。（質問の受付は、令和6年1月27日（土）午後5時必着。電話不可）

回答については、当方から回答文書を電子メールで送付するほか、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

10 審査

プレゼンテーションは実施せず、書類審査のみとし、事業者の選定のために組織する審査委員会を設置し、審査を行う。審査委員会は、都市経営戦略監（審査委員長）、創生戦略部長、京都創生課長、京都創生係長の4名で構成する。

採点に当たっては、「11 審査基準」に掲げる項目ごとに採点を行う。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。また、受託希望者の最高点が60点に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

11 審査基準

提案書について、以下の項目について採点のうえ各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。

ただし、同点の場合は市内中小企業に該当する者を上位とする。それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

<採点項目>

ア 訴求力のある適切な寄付募集ページのレイアウトの提案があるか

【20点/100点】

イ 類似業務の実績、実施体制は充実しているか【25点/100点】

ウ システムの安全性が保たれているか【25点/100点】

エ 見積額は適切か【20点/100点】

以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て）

評価点 = 20点 × (全受託希望者の中の最低提案価格) / (受託希望者の提案価格)

オ 仕様を超えた効果的な提案、工夫があるか。【10点/100点】

カ 本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか【加算5点】

12 審査結果の通知・公表

審査結果を各事業者に通知し、参加した事業者及び評価点を京都市ホームページ

「京都市情報館」において公表する。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

13 契約手続

プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

14 全体のスケジュール（予定）

1月24日（水）プロポーザル募集開始 / 質問受付開始

（～1月27日（3日間） / 質問回答3日間目）

2週間目（水）提案書等提出期限

3週間目（金）受託候補者の決定、プロポーザル参加業者への通知